

平成 28 年度第 1 四半期の農地中間管理事業・重点推進事項の取組計画

(公財)えひめ農林漁業振興機構

No	取 組 内 容	機 関 ・ 団 体	具体的な取組計画
1	県及び機構等は、町・農業委員会との連携を強化して事業の推進を図る。	県(担い手室・農産園芸課)、機構、農業会議、JA 中央会、農政局愛媛支局	○農地中間管理事業市町等担当者会を開催する。 ○各市町と事業の実施に関する個別協議を行う。
2	県及び機構は、普及組織に農地中間管理事業の推進について協力を求める。	県(農産園芸課・担い手室)、機構	○担い手担当の県普及職員を「機構のコーディネーター」に位置付ける。 ○普及職員担い手調査研究会において重点推進事項への協力を要請する。
3	県及び機構等は、推進会議及び地方局・支局に推進班会議を設置し、事業の推進と情報の共有化を図る。	県(担い手室)、機構、農業会議、JA 中央会、全農県本部、政策金融公庫、県信連、農政局愛媛支局	○事業推進会議を開催し、28 年度の重点推進事項を設定する。 ○各地方局・支局の農地中間管理事業推進班会議において 28 年度の重点推進事項の周知を図る。
4	県及び機構等は、JA に対し事業推進の協力を求め、連携を強化する。	県(担い手室)、機構、JA 中央会、農政局愛媛支局	○JA 中央会は、JA 営農部課長会で集落営農組織の法人化の推進を求めるとともに、集落営農組織担当者研修会を開催する。 ○機構は、各 JA と農地中間管理事業の推進方法について協議を行う。
5	県及び機構等は、集落営農組織や集落法人に対し法人化や農地集積を推進する。	県(担い手室)、機構、農業会議、JA 中央会、全農県本部、政策金融公庫、県信連	○支援チーム(県、農業会議、JA 中央会、全農県本部、県信連、公庫、機構)及び専門家集団は、JA、普及組織の協力のもと各地方局・支局ごとに集落営農組織の法人化及び農地中間管理事業について研修会を開催する。 ○更に、個々の集落営農組織の要望に応じて必要な専門家の派遣を行う。
6	県及び機構等は、市町の首長に協力を要請する。	県(担い手室)、機構、農政局愛媛支局	○農地中間管理事業への取り組みが低い市町の首長に対し、適宜、協力を要請する。
7	機構は、県土連との連携を強化する。	県土連、機構	○県土連が市町と連携して整備する農地マップについて、活用方策を検討する。
8	県及び機構等は、農地中間管理事業と農地基盤整備事業との連携に努める。	県(農地整備課、担い手室)、機構、県土連	○地方局農村整備課は、事業実施地区における農地集積の取組み状況を把握し、機構と情報を共有する。 ○機構は、JA、普及組織、市とともに地区の代表者と農地中間管理事業の実施について意見交換を行う。
9	機構は、農業者組織との事業の連携を強化する。	機構	○機構は、県青年農業者連絡協議会と農地中間管理事業の推進に関する協定を締結する。
10	機構は、担い手農家等と意見交換を行い事業推進に反映させる。	機構	○機構は、定期的に県青年農業者連絡協議会の会員と意見交換を行う。 ○機構は、担い手を訪問して農地の集積利用について意見交換を行う。